

社会福祉法人はっく兵庫 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人はっく兵庫（以下「本会」という。）の定款第九条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員、第三者委員（以下「役員等」という）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等)

第2条 役員等については、次の通り報酬等を支給する。

- 1 役員等については、別表1に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給されている者の役員等については、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（報酬等の支給）

（1）評議員

目的	日額
評議員会への出席	5,000円
上記のほか法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（2）理事

目的	日額
理事会等への出席	5,000円
上記のほか法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（3）監事

目的	日額
監事監査への出席	10,000円
理事会等への出席	5,000円
上記のほか法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（4）評議員選任・解任委員

目的	日額
評議員(3)人・解任委員会への出席	5,000円
上記のほか法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（5）第三者委員

目的	日額
第三者委員会への出席	5,000円
上記のほか法人及び施設業務のための出勤	5,000円